

名古屋市議会 議員各位殿

名古屋城跡保存活用計画（案）へのパブコメ学習会 を開き、

以下の 9 項目を確認しました。私たちは 2 月議会において、これらへの議会の議論を注視しています。

なぜ名古屋市は名古屋城保存活用計画（案）

名古屋城天守を「戦後復興市民のシンボル」に

パブコメを募集するの

＋全 6 回市民説明会 質疑まとめ

2018/2/8 名古屋市市民オンブズマン 内田隆

1 パブコメとは何か

「名古屋市パブリックコメント制度要綱」に基づき、名古屋市が計画等を策定する場合や、規制を制定・改廃する場合には、あらかじめ市民の原案に対する市民のご意見をお聴きするもの（だれが意見を言っても可）。

市民の意見をお聴きすることにより市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、皆様の市政への参画を進め、市民とのパートナーシップによる市政の推進に資することを目的とする。皆様からお寄せいただいたご意見の内容については、市の考え方と併せて名古屋市のウェブサイト等に掲載する。
<http://www.city.nagoya.jp/shisai/category/63-0-0-0-0-0-0-0.html>

2 名古屋城「全体整備計画」から「保存活用計画」へ

現在も、2012 年に策定した名古屋城「全体整備計画 増補版」が有効。「特別史跡」なので「全体整備計画」策定には文化庁の「確認」が必要。「全体整備計画 増補版」には「天守の耐震改修整備などを行う」と明記。

<http://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000045497.html>

名古屋市は「全体整備計画 増補版」に変わって「保存活用計画」を定めようとしている。市は 2018 年 3 月に策定予定だが、同時に文化庁の「確認」が必要。

- ・2/15（木）名古屋城保存活用計画（案）パブコメ締め
- ・2/19（月）名古屋市 2 月議会開会
平成 30 年度市予算提案（実施設計等 17 億 4500 万円）
- ・2/28（水）基本設計・石垣基礎調査委託終了予定
- ・3/20（火）名古屋市 2 月議会開会
- ・3 月中 エレベーター設置の有無方針決定
収支予測・来場者予測委託終了予定
- ・5/7（月）天守閣閉鎖予定

保存活用計画案 天守閣の整備部分 要約 2017.11

1. 現天守閣の価値

- 市民の機運により再建が進められ、莫大の寄付とともに実現した戦災復興の象徴
- 戦災復興の象徴、求められた時代に、豊富な資料と工芸工法によりSRC造で、外観復元がされた。
- 格別資料の豊富さとそれに富む外観復元は、他の城跡には見られない特徴。
- 昭和 17 年の海軍省所管移管の経緯後、一般公開の取組に資する役割を果してきた
- 小天守閣には多数の資料を収蔵しており、展示・収蔵機能を兼ね備え増進として市民生活に寄与。

2. 現天守閣の課題

- 現行基準に対して既存不適格（最上階の防火区画の欠如・避難階段段差での歩行困難の長さ等）
- 平成 22 年度の耐震診断調査において 6 階が基準を満たさず、耐震性を要する
- このため耐震性を向上させるため耐震性向上の危険性が高いと評価される。
- コンクリートの中性化調査結果の結果、天守において重度の劣化箇所が一箇所認められた。
- エレベーター等の設備の老朽化、外壁の剥離等の発生
- エレベーターは停止し、最上階までは階段となり、バリアフリーに対応していない
- 天守北壁、小天守西壁の石垣（多量に）あり
- 石垣には剥離して劣化が著しい石がある
- 石垣の陥没石等の落下が見られる
- 博物館機能を有しているが収蔵庫が狭い。展示物の運搬課題となる場合に困窮がない

3. 整備方針（耐震改修と木造復元）ごとの利点と課題

耐震改修	木造復元
(1) 利点 ○既存建築物の活用し、安全性の向上をはかれる。 ○現天守閣の持つ価値を保持し、後世に伝えることができる。 ○現状の博物館機能を維持、継承することができる。 ○内部設備の劣化等で観覧客の向上が可能 ○劣化箇所等の耐震改修で必要な費用を削減 ○多量に利用の施設で収蔵庫の向上が図れる。 ○内外の全面的リニューアルで観光地の魅力の向上	(1) 利点 ○近世城郭区域域域の完成形を実現できる空間を創出。 ○本丸御殿との目的役割の違いを表現できる空間の創出。 ○天守閣の建物自体が住居の用途や機能の復元に役立つ。 ○景観や石垣と同等の建築的価値を鑑賞できる。 ○石垣の復元は歴史的背景をわかりやすく伝えられる。 ○近世城郭で五層に達する価値と魅力を創出する。 ○展示・収蔵機能を新たに広げ、展示施設の機能の向上。 ○伝統工法を後世に伝える貴重な教材となる。 ○現代の基準に近い伝統工法の再現ができる
(2) 課題 ○異質性の高い内部空間の復元はなされていなかったため、史跡の本質的理解に乏しくなる。 ○基礎出脚の天守閣の復元が困難。 ○現行基準に対して既存不適格な点が多くなる。 ○耐震改修と木造復元との両立が困難。 ○外観改修工事費が増える。 ○コンクリートの中性化、鉄筋の腐食への対策を要する。 ○7 階までのバリアフリー対策が必要。 ○平時や災害時の避難、避難の道に支障をきたす。誰もが楽しめる展示の工夫が必要。 ○博物館として収蔵庫、展示室での課題がある。 ○耐震改修期間 4 ヶ月の間の入場者の減少。 ○石垣への影響 ○石垣保全のための十分な調査 ○耐震改修に要する石垣に対する安全対策	(2) 課題 ○天守閣が持つ価値の保存が、可能な限りの継承に合わせた対策の検討 ○移動の困難性（バリアフリー）への対策の検討が必要 ○展示・収蔵機能を新たに広げ、展示施設の機能の向上。 ○工事期間中の閉鎖、観光客の減少が懸念される。 ○石垣への影響 ○石垣保全のための十分な調査 ○耐震改修に要する石垣に対する安全対策
(3) 対策 ○史跡の活用と価値を高める展示機能等の充実 ○現行基準に対して既存不適格となる事項を調査し、現行基準に適合させるかどうか検討を行う。 ○別途、防火区画の設置等の増設等の改修工事 ○展示・収蔵機能について全面リニューアルを実施。 ○基礎より外壁の改修と、鉄筋の腐食を防ぐ。 ○最上階までのエレベーターの改修を行う。 ○バリアフリー、多量に利用が可能な空間を創出し、子供から高齢者まで楽しめる観覧環境を整える。	(3) 対策 ○天守閣の解体に関する記録を保存し公開する ○天守閣を復元する部位の保存と取組を検討する ○博物館機能に代わり、天守閣自体が歴史の価値を有する ○収蔵機能については別途 ○展示・収蔵機能を新たに広げ、展示施設の機能の向上。 ○新たな名古屋のシンボル化を図る。 ○バリアフリーへの対応の検討



確認事項の 1

保存活用計画「天守閣は、整備方針を木造復元とし、検討を進める。」が、3 月末に文化庁に出されたあと、文化庁との木造復元で進めるかどうかの協議が始まるもので、3 年前の状態に戻っている。

名古屋市と竹中工務店の契約も議会での天守木造化の予算決議も、文化庁の預かり知らぬことである。

確認事項の 2

名古屋市と竹中工務店は、2 月末までの基本設計終了の契約を結んでいるが、エレベーターの有無を 3 月にしているので終了しないだけでなく、確認事項の 1 により、基本設計業務の文化庁復元委員会、国指定機関での安全立証、総務省との緩和、建築基準法第 3 条等々の協議が何も進んでいないので、基本設計は止まっている。

確認事項の 3

市民 100 万戸に「天守閣木造復元進行中」が配布されたが、10 の質問を読むと「進行中」でなく「検討中＝実質ストップ」である。確認事項の 2 になれば当然である。1 月 16 日からの市民向け説明会での市の答えも同じであり、進んでいない。



確認事項の 4

整備方針「木造天守は、耐震改修と比較して特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が高く、木造復元における様々な課題や現天守がもつ価値に対する対策も可能と考えられるため、」に応じた 200～209 ページを読

むに、両案それぞれの利点、課題、対策の列挙があるだけでコスト・工期の予測はない。史跡の本質的価値がなにか示しておらず、木造の優位性を示す論拠はない。木造の課題「安全」が書かれていない。



建設時の写真

1998年に今のエレベーターがつけられました。
1994年に制定された〈高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律〉から 4年遅れでした。
ゼネコン公募要綱では、ユニバーサルデザインにしないとゼネコンに求めています、



これは「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法平成18年6月21日公布、12月20日施行）に従って、国交省が告示にて建築指導課で面倒見よと指示し、愛知県が「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」と定めたものに従っています。
建築基準法第3条の適用除外の援用が可能か？

確認事項の5

名古屋市が平成 29 年 11 月に突然打ち出した身障者エレベーターの取りやめは、法（県条例）に違反している。
会に参加した車いすの方にも、左図で丁寧に説明した。コンクリート造だろうが木造だろうが「展望台」である以上、エレベーターは必要である。

確認事項の6

平成 27 年 12 月 2 日公募型プロポーザ

ルの実施説明書・業務要求水準書、平成 28 年 3 月 25 日竹中工務店の技術提案書、平成 29 年 5 月 9 日の基本協定書・基本設計契約書をみるに、名古屋市は当初から一貫して、バリアフリーを守れ、ユニバーサルデザインをせよ、と竹中工務店に求めている。

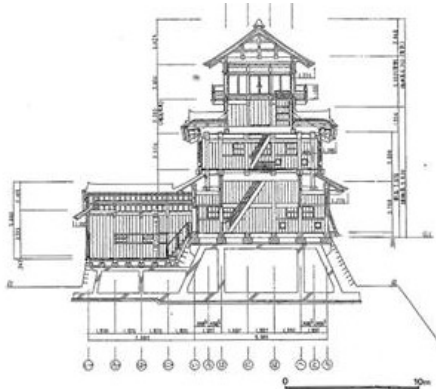


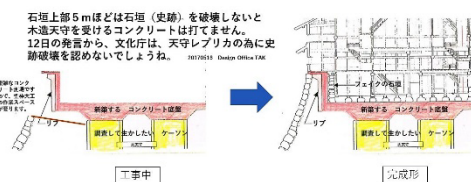
図1 掛川城復元天守南北断面図
(掛川城復元調査報告書より)

に積み、裏込めにコンクリートが打設された。これは、復元の為の史跡破壊だ。」掛川城の後、2004 年大洲城天守、2005 年熊本城飯田丸櫓と木造復元が続くが、いずれも江戸期の石垣の上に載せている。飯田丸は地震によって石垣が崩壊したが、再度、伝統工法で石垣を積みなおす。

確認事項の7

『近世城跡の近現代』平成 28 年度遺跡整備・活用研究集会報告書 2017 奈良文化財研究所に掲載された、文化庁文化財部記念物課の佐藤正知氏の文の一部を引用する。

「掛川城天守の建設（1995 年）は、新しい時代＝木造天守の始まりではなく、古い時代＝史跡破壊をしての復元の終りとする。木造の天守を建設するために、石垣に代わる基礎が必要となり、石垣は発掘調査したうえで解体し、解体された石垣はコンクリートの壁の外側に貼り付けられるよう



確認事項の8

名古屋市の史跡の本質的価値は、文化庁のそれと違う。天守台の石垣を壊すことが前提の名古屋市の木造案である。

確認事項の9

「史跡の本質的価値を壊す木造天守への建て替えは認められない。コンクリート天守が老朽化してダメなら、壊して、本来の史跡の姿である石垣の姿にすればよい。一方、現天守は近代史の上ですでに文化財としてある。長寿命化して残すのはよい。」と文化庁は言うと言測する。

